

## 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

皮膚軟化剤

日本薬局方 サリチル酸絆創膏

**スピール膏<sup>®</sup>M**

S p e e l k o M

剤 形	貼付剤
製剤の規制区分	該当しない
規格・含量	本品は絆創膏基剤にサリチル酸 50%を含有する。 1 m <sup>2</sup> 中にサリチル酸 357g を含有する。
一般名	和名：サリチル酸 洋名：Salicylic Acid
製造販売承認年月日 薬価基準収載・ 発売年月日	製造販売承認年月日：1985年 7月 29日 薬価基準収載年月日：1950年 10月 24日 発売年月日：1950年 10月 25日
開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名	製造販売元：ニチバン株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	ニチバン株式会社 お客様相談室 TEL 03-5978-5622 FAX 03-5978-5640 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 (土、日、祝日を除く) <a href="http://www.nichiban.co.jp/">http://www.nichiban.co.jp/</a>

本 IF は 2008 年 4 月改訂の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/> にてご確認ください。

# IF 利用の手引きの概要 —日本病院薬剤師会—

## 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、IF と略す）の位置付け並びに IF 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において IF 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において IF 記載要領 2008 が策定された。

IF 記載要領 2008 では、IF を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-IF）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-IF が提供されることとなった。

最新版の e-IF は、（独）医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IF を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-IF の情報を検討する組織を設置して、個々の IF が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF 記載要領の一部改訂を行い IF 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

## 2. IF とは

IF は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は IF の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された IF は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

### 〔IF の様式〕

- ①規格は A4 判、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。

- ②IF 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

#### [IF の作成]

- ①IF は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ②IF に記載する項目及び配列は日病薬が策定した IF 記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの IF の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「IF 記載要領 2013」と略す）により作成された IF は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

#### [IF の発行]

- ①「IF 記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF 記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には IF が改訂される。

### 3. IF の利用にあたって

「IF 記載要領 2013」においては、PDF ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の IF については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IF の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や IF 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の MR 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IF の利用性を高める必要がある。

また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IF が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IF の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

### 4. 利用に際しての留意点

IF を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IF は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IF があくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改訂)



# 目 次

## I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯 …………… 1
2. 製品の治療学的・製剤学的特性 …………… 1

## II. 名称に関する項目

1. 販売名 …………… 2
2. 一般名 …………… 2
3. 構造式又は示性式 …………… 2
4. 分子式及び分子量 …………… 2
5. 化学名(命名法) …………… 2
6. 慣用名、別名、略号、記号番号 …………… 2
7. CAS 登録番号 …………… 2

## III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質 …………… 3
2. 有効成分の各種条件下における  
安定性 …………… 3
3. 有効成分の確認試験法 …………… 3
4. 有効成分の定量法 …………… 3

## IV. 製剤に関する項目

1. 剤形 …………… 4
2. 製剤の組成 …………… 4
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法 … 4
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意 … 4
5. 製剤の各種条件下における安定性 …… 4
6. 溶解後の安定性 …………… 4
7. 他剤との配合変化(物理化学的変化) 5
8. 溶出性 …………… 5
9. 生物学的試験法 …………… 5
10. 製剤中の有効成分の確認試験法 …… 5

11. 製剤中の有効成分の定量法 …………… 5
12. 力価 …………… 5
13. 混入する可能性のある夾雑物 …………… 5
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器  
に関する情報 …………… 5
15. 刺激性 …………… 5
16. その他 …………… 5

## V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果 …………… 6
2. 用法及び用量 …………… 6
3. 臨床成績 …………… 6

## VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物  
又は化合物群 …………… 7
2. 薬理作用 …………… 7

## VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法 …………… 8
2. 薬物速度論的パラメータ …………… 8
3. 吸 収 …………… 8
4. 分 布 …………… 9
5. 代 謝 …………… 9
6. 排 泄 …………… 9
7. トランスポーターに関する情報 …… 9
8. 透析等による除去率 …………… 9

## VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由 …………… 10
2. 禁忌内容とその理由  
(原則禁忌を含む) …………… 10
3. 効能又は効果に関連する  
使用上の注意とその理由 …………… 10
4. 用法及び用量に関連する  
使用上の注意とその理由 …………… 10
5. 慎重投与内容とその理由 …………… 10
6. 重要な基本的注意とその理由  
及び処置方法 …………… 10
7. 相互作用 …………… 10
8. 副作用 …………… 10
9. 高齢者への投与 …………… 11
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与 …………… 11
11. 小児等への投与 …………… 11
12. 臨床検査結果に及ぼす影響 …………… 11
13. 過量投与 …………… 11
14. 適用上の注意 …………… 11
15. その他の注意 …………… 11
16. その他 …………… 11

## IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 …………… 12
2. 毒性試験 …………… 12

## X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分 …………… 13
2. 有効期間又は使用期限 …………… 13
3. 貯法・保存条件 …………… 13
4. 薬剤取扱い上の注意点 …………… 13
5. 承認条件等 …………… 13
6. 包装 …………… 13
7. 容器の材質 …………… 13
8. 同一成分・同効薬 …………… 13
9. 国際誕生年月日 …………… 13

10. 製造販売承認年月日及び承認番号 …………… 13
11. 薬価基準収載年月日 …………… 13
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更  
追加等の年月日及びその内容 …………… 13
13. 再審査結果、再評価結果  
公表年月日及びその内容 …………… 13
14. 再審査期間 …………… 14
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報 …………… 14
16. 各種コード …………… 14
17. 保険給付上の注意 …………… 14

## XI. 文献

1. 引用文献 …………… 15
2. その他の参考文献 …………… 15

## XII. 参考資料

1. 主な外国での発売状況 …………… 16
2. 海外における臨床支援情報 …………… 16

## XIII. 備考

- その他の関連資料 …………… 17

# I. 概要に関する項目

## 1. 開発の経緯

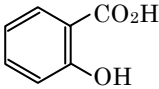
本剤はスピール硬膏として「国民医薬品集 第一版：昭和 23 年」に記載され、「第二改正 国民医薬品集：昭和 30 年」でサリチル酸絆創膏と名称が変更された。以来、現在の日本薬局方に至るまで医薬品公定書に記載されている皮膚軟化剤である。1977 年に再評価が終了した。

## 2. 製品の治療学的・製剤学的特性

本剤はサリチル酸の皮膚軟化溶解作用を応用した皮膚軟化剤である（7 頁参照）。本剤は生ゴム、樹脂などからなる絆創膏基剤にサリチル酸を均等に混和、布上に均一に塗布したもので、体温により軟化し患部によく付着する（4 頁参照）。

適宜患部の大きさに本剤を切り取り適用することで、健常皮膚への影響を低減することができる（6 頁参照）。

## II. 名称に関する項目

1. 販売名	
(1) 和名	スピール膏 <sup>®</sup> M
(2) 洋名	Speelko M
(3) 名称の由来	サリチル酸はシモツケ属 <i>Spiraea ulmaria</i> から抽出されたことより、かつてはスピールヅイレ (Spirsäure) ともよばれていた。これからスピール膏 <sup>®</sup> の名称が生まれ、「国民医薬品集 第一版：昭和 23 年公布」にもスピール硬膏の名で収載されていた。
2. 一般名	
(1) 和名 (命名法)	サリチル酸
(2) 洋名 (命名法)	Salicylic Acid
(3) ステム (stem)	該当しない
3. 構造式又は示性式	
4. 分子式及び分子量	C <sub>7</sub> H <sub>6</sub> O <sub>3</sub> : 138.12
5. 化学名 (命名法)	2-Hydroxybenzoic acid (命名法 : IUPAC)
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	なし
7. CAS 登録番号	69-72-7



### Ⅲ. 有効成分に関する項目

---

#### 1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

白色の結晶又は結晶性の粉末で、わずかに酸味があり、刺激性である。

(2) 溶解性

エタノール (95) 又はアセトンに溶けやすく、水に溶けにくい。

(3) 吸湿性

該当資料なし

(4) 融点(分解点)、  
沸点、凝固点

158～161℃ (融点)、沸点：約 211℃

(5) 酸塩基解離定数

pKa=2.96

(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値

飽和水溶液の pH: 2.4

昇華点：76℃

2. 有効成分の各種条件下  
における安定性

日光により徐々に着色する。痕跡程度の鉄塩により褐変する。急速な加熱によりフェノールと二酸化炭素に分解する。

3. 有効成分の確認試験法

日局サリチル酸の確認試験法による。

4. 有効成分の定量法

日局サリチル酸の定量法による。

## IV. 製剤に関する項目

1. 剤形	
(1) 投与経路	経皮
(2) 剤形の区別、外観及び性状	1) 区別：貼付剤（硬膏剤） 2) 規格：本剤は絆創膏基剤にサリチル酸 50%を含有する。 本剤 1m <sup>2</sup> にサリチル酸 357g を含有する。 製剤（1枚）の大きさ：25cm <sup>2</sup> 3) 外観及び性状：本剤は、膏体を布上に均等に展延し、膏面被覆物で覆った貼付剤で、膏面は類白色である。
(3) 製剤の物性	該当資料なし
(4) 識別コード	なし
(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等	該当資料なし
(6) 無菌の有無	本剤は無菌製剤ではない。
2. 製剤の組成	
(1) 有効成分（活性成分）の含量	本品は絆創膏基剤にサリチル酸 50%を含有する。 1m <sup>2</sup> 中にサリチル酸 357g を含有する。
(2) 添加物	生ゴム、水添ロジングリセリンエステル、精製ラノリン その他 1 成分
(3) 添付溶解液の組成及び容量	該当しない
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	該当しない
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	該当しない
5. 製剤の各種条件下における安定性	室温で 3 年間安定である。
6. 溶解後の安定性	該当しない

#### IV. 製剤に関する項目

7. 他剤との配合変化 (物理化学的变化)	該当資料なし
8. 溶出性	該当資料なし
9. 生物学的試験法	該当しない
10. 製剤中の有効成分の 確認試験法	サリチル酸塩の定性反応
11. 製剤中の有効成分の 定量法	中和滴定法 (指示薬: フェノールフタレイン試液)
12. 力価	該当資料なし
13. 混入する可能性のある 夾雑物	該当資料なし
14. 注意が必要な容器・ 外観が特殊な容器に 関する情報	該当しない
15. 刺激性	該当資料なし
16. その他	該当資料なし

## V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果	ゆうぜい けいがん べんちしゅ 疣贅、鶏眼、胼胝腫の角質剥離
2. 用法及び用量	本剤を患部大（患部と同じ大きさ）に切って貼付し、移動しないように固定する。2～5日目ごとに取りかえる。
3. 臨床成績	
(1) 臨床データパッケージ	該当資料なし
ジ	
(2) 臨床効果	該当資料なし
(3) 臨床薬理試験	該当資料なし
(4) 探索的試験	該当資料なし
(5) 検証的試験	
1) 無作為化並行用量 反応試験	該当資料なし
2) 比較試験	該当資料なし
3) 安全性試験	該当資料なし
4) 患者・病態別試験	該当資料なし
(6) 治療的使用	
1) 使用成績調査・ 特別調査・市販後 臨床試験	該当資料なし
2) 承認条件として 実施予定の内容 又は実施した試 験の概要	該当しない

## VI. 薬効薬理に関する項目

---

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群	サリチル酸塩類、サリチル酸エステル類
2. 薬理作用	
(1)作用部位・作用機序	サリチル酸の皮膚軟化溶解作用により角質を剥離する。
(2)薬効を裏付ける試験成績	該当資料なし
(3)作用発現時間・持続時間	該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

---

1. 血中濃度の推移・測定法	
(1) 治療上有効な血中濃度	該当資料なし
(2) 最高血中濃度到達時間	該当資料なし
(3) 臨床試験で確認された血中濃度	該当資料なし
(4) 中毒域	該当資料なし
(5) 食事・併用薬の影響	該当資料なし
(6) 母集団(ポピュレーション) 解析により判明した薬物体内動態変動要因	該当資料なし
2. 薬物速度論的パラメータ	
(1) 解析方法	該当資料なし
(2) 吸収速度定数	該当資料なし
(3) バイオアベイラビリティ	該当資料なし
(4) 消失速度定数	該当資料なし
(5) クリアランス	該当資料なし
(6) 分布容積	該当資料なし
(7) 血漿蛋白結合率	該当資料なし
3. 吸 収	該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

4. 分 布	
(1) 血液-脳関門通過性	該当資料なし
(2) 血液-胎盤関門通過性	該当資料なし
(3) 乳汁中への移行性	該当資料なし
(4) 髄液への移行性	該当資料なし
(5) その他の組織への移行性	該当資料なし
5. 代 謝	
(1) 代謝部位及び代謝経路	該当資料なし
(2) 代謝に関与する酵素 (CYP450 等) の分子種	該当資料なし
(3) 初回通過効果の有無及びその割合	該当資料なし
(4) 代謝物の活性の有無及び比率	該当資料なし
(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ	該当資料なし
6. 排 泄	
(1) 排泄部位及び経路	該当資料なし
(2) 排泄率	該当資料なし
(3) 排泄速度	該当資料なし
7. トランスポーターに関する情報	該当資料なし
8. 透析等による除去率	該当資料なし

## VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由	該当しない
2. 禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む)	禁忌 (次の患者には使用しないこと) 本剤に対し過敏症の既往歴のある患者
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	該当しない
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	該当しない
5. 慎重投与内容とその理由	患部が化膿している等湿潤、びらんが著しい患者[あらかじめ適切な処置を行った後使用すること。]
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	該当しない
7. 相互作用	
(1)併用禁忌とその理由	該当しない
(2)併用注意とその理由	該当しない
8. 副作用	
(1)副作用の概要	本剤は使用成績調査等の副作用頻度が明らかとなる調査を実施していない。(再審査対象外)
(2)重大な副作用と初期症状	該当しない
(3)その他の副作用	長期・大量使用：まれに、内服、注射等全身的投与の場合と同様な副作用（食欲不振、悪心・嘔吐、消化管出血等）が現れることがある <sup>1)</sup> 。 過敏症：過敏症状が現れた場合には使用を中止する。 皮膚：ときに発赤、紅斑等の症状が現れることがあるので、このような症状が現れた場合には使用を中止する。



## VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧	該当資料なし
(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度	該当資料なし
(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法	該当資料なし
9. 高齢者への投与	該当資料なし
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上まわると判断される場合にのみ使用すること。(経口投与による動物実験で催奇形性が報告されている。)
11. 小児等への投与	乳児、小児では副作用が発現しやすいので慎重に投与すること。
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	該当しない
13. 過量投与	該当資料なし
14. 適用上の注意	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 長期間使用しても症状の改善が認められない場合には、改めて診断し適切な治療を行うことが望ましい。</li><li>2. 患部以外の健常皮膚に適用しないこと。[健常皮膚の角質を剥離する。]</li><li>3. 広範囲の病巣に使用した場合は、副作用が現れやすいので注意して使用すること。</li><li>4. 眼科用に使用しない。</li></ol>
15. その他の注意	糖尿病患者は感染抵抗力が低下しており、角質を取る際に皮膚を傷つけてしまった場合は感染しやすくなるので注意して使用すること。
16. その他	該当しない

## Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

---

1. 薬理試験	
(1) 薬効薬理試験	該当資料なし
(2) 副次的薬理試験	該当資料なし
(3) 安全性薬理試験	該当資料なし
(4) その他の薬理試験	該当資料なし
2. 毒性試験	
(1) 単回投与毒性試験	該当資料なし
(2) 反復投与毒性試験	該当資料なし
(3) 生殖発生毒性試験	該当資料なし
(4) その他の特殊毒性	該当資料なし

## X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分	該当しない
2. 有効期間又は使用期限	有効期間：3年
3. 貯法・保存条件	遮光した密閉容器
4. 薬剤取扱い上の注意点	
(1) 薬局での取り扱い上の留意点について	該当しない
(2) 薬剤交付時の取り扱いについて	該当しない
(3) 調剤時の留意点について	該当しない
5. 承認条件等	該当しない
6. 包装	25cm <sup>2</sup> (4.2×6.2cm) ×6枚
7. 容器の材質	内袋：セロファン、 個箱：紙
8. 同一成分・同効薬	なし
9. 国際誕生年月日	該当しない
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	製造販売承認年月日：1985年7月29日 承認番号：16000AMZ01945000
11. 薬価基準収載年月日	1950年10月24日
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	該当しない
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	1977年10月28日「医薬品再評価における評価判定について－その13」(中薬審第43号)により「有用性が認められるもの」と判定された。

## X. 管理的事項に関する項目

14. 再審査期間	該当しない
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	本剤は投薬期間に上限が設けられている医薬品に該当しない。
16. 各種コード	薬価基準収載医薬品コード 2661701X1012
17. 保険給付上の注意	該当しない

## XI. 文 献

---

1. 引用文献

1) 第 15 改正 日本薬局方解説書（廣川書店）C-1499、C-103

2. その他の参考文献

該当資料なし

## XII. 参考資料

---

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 1. 主な外国での発売状況       | 該当しない  |
| 2. 海外における臨床支援<br>情報 | 該当資料なし |

### XIII. 備 考

---

その他の関連資料

該当しない

# ニチバン株式会社

東京都文京区関口二丁目 3 番 3 号